

インフルエンザ予防接種事業実施要領

1. 概要

院内感染防止対策として、船橋市立医療センターに勤務する職員・臨時職員・非常勤職員（以下「職員等」という。）及び希望者に対し、院内各部署の協力の下、インフルエンザの予防接種を実施する。

2. 費用の負担

ワクチン接種に係る職員等の費用負担は、無料とする。

また、病院に勤務する常駐委託職員、ボランティア、売店職員、食堂職員、薬剤師会派遣職員（以下「委託業者等」という。）を対象に希望する者に対してインフルエンザの予防接種を行う。委託業者等については、船橋市病院事業に関する規程別表に定めるインフルエンザの予防接種料の額とする。

3. 実施方法

- ①総務課で希望者を把握するために各所属宛に案内文書を出す。
- ②各所属で希望者リストに記入する。
- ③総務課で希望者数を取りまとめる。
- ④薬剤部でインフルエンザワクチンの発注をする。
- ⑤総務課で問診票を作成し、実施前に希望者に配布する。
- ⑥接種時に医師が問診等を行う。
- ⑦問診後外来処置室で接種する。
- ⑧この際ワクチンは、外来処置室で薬剤部へ取りに行く。
- ⑨委託業者等の接種した者は、会計にて接種代金を支払う。

4. 連絡会議の設置

予防接種の実施にあたり、各職員への周知の徹底と種々の問題点の検討のため、院内各部署担当者を選出し、連絡会議を設置する。

連絡会議は、必要に応じ適宜開催する。

5. 実施にあたっての留意点

- ①問診票と申込票（承諾書）を兼ねるものを作成し、事前に配布し、接種の直前に希望者が提出することとする。
- ②接種の当日に医師が問診票（申込書）を確認する。必要があれば診察をする。
そのために接種期間中は当番医を定めて対応する。
- ③副作用等も考えられるが、基本的に申込者本人の責任とする。接種についてはあくまでも本人の希望によるものとする。副作用については、別添資料のとおり予防接種法に基づく定期接種以外の予防接種（任意接種）で健康被害が生じた場合には、「医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法」による救済制度が利用でき、該当者が請求することになる。
- ④委託業者等の費用については、接種終了後、会計にて支払をする。

6. スケジュール

7月中旬 各所属へ希望者を照会する。

8月中旬 照会締切

8月中旬 締切後総務課にて集計し、薬剤部へ希望者数を報告

10月上旬 問診票配付

10月中旬以降 ワクチン接種

附 則

1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

2 改正前のインフルエンザ予防接種実施要領は廃止する。

附 則

この要領は、平成22年7月13日から施行する。